

はなく、万一故障が起きた場合の危害の重大性及びその相対的確率に主眼を置くことが望ましい。

注記：これは、同じ重大性を持つ複数のハザードを見分けるのに役立ち、それによって実際の危害の確率がより高いハザードにもっと注力できるようになる。

4.4.4 重大性

ソフトウェアが原因となるリスクの重大性の推定は、使用すべきソフトウェア開発プロセスに影響を及ぼす。IEC 62304 では、プロセスの厳密さはソフトウェアが原因となる危害の重要性に依存する、とされている。

ISO 14971 では、リスク評価の目的で重大性のレベルをどのように定義するかを製造業者に委ねているが、IEC 62304 のソフトウェア安全性分類と関連付けて重大性のレベルを定義しておくのがよい。さもなければ、重大性の分類を二回（リスクマネジメントプロセス全体で必要なリスク評価時、及び IEC 62304 に従ってソフトウェアの安全性クラスを決定するとき）実施する必要があるかもしれない。

5 リスク評価

ISO 14971:2007 から抜粋

5.1 リスク評価

特定した各ハザード状態について、製造業者はリスクマネジメント計画で定める基準を使用してリスクの危険が必要かを判断する。リスクの危険が必要でない場合、6.2 から 6.6 までに示す要求事項はこのハザード状態に適用しない。つまり 6.7 まで進む。このリスク評価の結果は、リスクマネジメントファイルに記載する。

注記 1：リスク許容性の決定に関する指針は、D.4 で示す。

注記 2：医療機器がソフトウェアの一部として関係する規格を適用すると、リスクコントロール活動を構成し、つまり 6.6 に示す要求事項を満たす場合がある。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認する。

4.4.3 に記載したように、ソフトウェア故障の確率を推定するのは難しい。そのために危害の確率が推定できない場合には、危害の重大性のみに基づいてリスクを評価することになる。

6 リスクコントロール

6.1 リスク軽減

ISO 14971:2007 から抜粋

6.1.1 リスクコントロール

6.1.1.1 リスク軽減

リスク軽減が必要な場合、6.2 から 6.7 までに記載するリスクコントロール活動を実施する。

リスク軽減のソフトウェア面を 6.2 から 6.7 で検討する。

6.2 リスクコントロールオブザベーション分析

ISO 14971:2007 から抜粋

6.2.1 リスクコントロールオブザベーション分析

製造業者は、リスクを許容可能な水準まで軽減するのには、リスクコントロール手段を特定する。

製造業者は、次のリスクコントロールオブザベーション一つ以上を、次に掲げる優先順位で使用する。

- 本質安全設計
- 医療機器自体又は製造工程の故障手動
- 安全性情報

注記 1：オブザベーションの実施について、製造業者はリスクが許容できるか否かを判断する前に、代替的に実施可能なリスクコントロール手段が考慮され適切なリスクの軽減を提供するオブザベーションが選択されているプロセスに従うことができる。

注記 2：リスクコントロール手段は、危害の重大性を下げること、危害の発生確率を下げることで、又はその両方が可能である。

注記 3：多くの規格が、医療機器の本質安全設計、保護手段及び安全性情報について定めている。また、他の多くの医療機器規格が、リスクマネジメントプロセスを統合した要求を備えている（例：電磁両立性、ユーザビリティ、生体適合性）。関連規格は、リスクコントロールオブザベーション分析の一部として適用することが望ましい。

注記 4：危害の発生確率を推定できないリスクについては、D.6.2.8 を参照。

注記 5：附属書 J で提供する安全性情報に関する指針

選択したリスクコントロール手段は、リスクマネジメントファイルに記載する。

リスクコントロールオブザベーション分析中に、要求されるリスクの軽減の実施が不可能と製造業者が判断した場合、製造業者は残留リスクのリスク/効用分析を行う（6.5 へ進む）。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認する。

6.2.1 複雑なシステムのためのリスクコントロールオプションの選択

6.2.1.1 一般

複雑なシステムでは、ハザード状態につながるイベントシーケンスが多数あることが考えられる。そうしたシーケンスの個々のイベントすべてに対してリスクコントロール手段を適用するのは不可能かもしれないし、適用する必要もないかもしれない。選択した一部のイベントにリスクコントロール手段を適用し、危害の全体的な確率を許容レベルまで軽減すれば十分である。

以下の8つの細分条では、三種類のリスクコントロール手段をどのようにソフトウェアに実装するかについて、概要を示す。さらに、どのイベントにリスクコントロール手段が必要かについても論じている(6.2.1.5を参照のこと)。

6.2.1.2 本質安全設計

本質安全設計は通常、医療機器の不十分な機能を取り除くことによっても、あるいはその機能がより安全な方法(すなわちハザード状態を回避する又は最小にする方法)で実装されるように設計を変更することによって達成される。これは、多くの場合、設計を簡素化し、実装しやすく、かつ使用者にとつては操作しやすくなる、という効果がある。

このことは、ソフトウェアに実装される機能について特に当てはまる。ソフトウェアシステムには顧客の要望を可能な限り無差別にすべて盛り込みたい、という誘惑がある。しかし、これはソフトウェアコンポーネント同士が互いに影響しあう可能性を大幅に増大する結果となり、予期しないハザード状態を生じさせる。医療機器及びそのソフトウェアの開発の初期段階でリスクマネジメントを適用することにより、これを回避しながら顧客の大部分を満足させることが可能になる。

ほとんどの場合、ソフトウェアに適用する本質安全設計には、以下が含まれる。

- 不必要な機能を削除する
- ハザード状態につながるイベントシーケンスを回避するためにソフトウェアアーキテクチャを変更する
- 使用時のヒューマンエラーの可能性を低減するためにユーザーインターフェースを簡素化する
- ソフトウェア異常を回避するためにソフトウェア設計ルールを明示する
この例として以下がある。
- 動的メモリ割り当てに関わるソフトウェア異常を回避するため、静的メモリ割り当てのみ使用する
- プログラミングエラーにつながるよりやすい構造を回避するため、プログラミング言語の限定的なバージョンを使用する

6.2.1.3 保護手段

ソフトウェアを使用する医療機器のための保護手段は、ハードウェア又はソフトウェアのどちらにも実装してもよい。保護手段の設計は、その保護手段がそれらに適用する機能から独立していることを示すべきである。ソフトウェア保護手段をハードウェアに適用する場合、又はその逆の場合には、これは比較的容易である。

ソフトウェアに実装してソフトウェアに適用する保護手段を選択する際には、ひとつの原因から複数の故障が生じる可能性を回避することが重要となる。保護手段によってハザード状態を検出及び/又は予防する場合、製造業者は、その保護手段と主要性能を実現するソフトウェア機能とはつきり分離する必要がある。

例えば、患者に治療を提供するソフトウェアをひとつのプロセッサで走らせ、ソフトウェア保護手段を実現するソフトウェアは別のプロセッサで走らせる、といった方法がある。

6.2.1.4 安全性情報

医療機器にソフトウェアを使用すると、使用者から見た挙動がより複雑になりがちである。そのため、安全のための情報への依存度が高くなりやすい。その情報は簡単な画面上の警告から複雑なユーザーマニュアルや限定研修コースまで様々である。このような資料のボリュームと複雑さは、優れたユーザーインターフェースの設計に注意を払うことで、減らすことができる(IEC 62366 [5]を参照のこと)。

6.2.1.5 どのようなイベントにリスクコントロール手段が必要か

ハザード状態を引き起こす可能性のあるイベントシーケンスは数多くある。そうしたシーケンスの個々のイベントすべてに対してリスクコントロール手段を適用するのは不可能かもしれないし、適用する必要もないかもしれない。選択した一部のイベントにリスクコントロール手段を適用し、危害の全体的な確率を許容レベルまで軽減すれば十分である。

どのイベントを検出、防止、又は発生確率を低くするかを決定する際には、当然のことながら、ハザード状態につながる可能性のある一連のイベントを詳細に列挙するとよい。フォールトツリー解析(4.2.2参照)は、イベントシーケンスは提示しないが、シーケンスの特定には使用できる。リスクコントロール手段の正しい動作は、ANDゲートにFALSE入力として現われ、ANDゲートの他の入力に関わりなく、危害の防止につながる。図2にFTAの一部を示す。このFTAでは、眠ったソフトウェア出力(それ自体があるイベントシーケンスの出力)が、不十分な状況を検出してその出力の有害な影響を防止する(動作を停止させるなど)ように設計されたリスクコントロール手段によつて、患者に傷害や死亡のリスクが回避される。眠ったソフトウェア出力が発生しても、患者に傷害や死亡のリスクを回避する手段がうまく機能しなかったときのみとなる。ただし、眠ったソフトウェア出力が患者への傷害につながることを確実にするために、それにつながるイベントシーケンスを詳細に探索する必要はない。

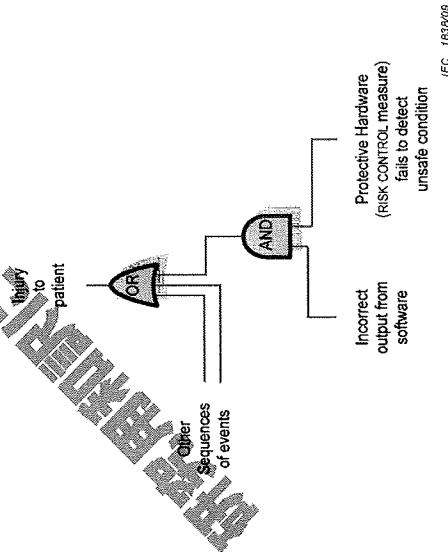


図2 - 眠ったソフトウェア出力が危害を発生させるのを防止するリスクコントロール手段を示したFTA

リスクコントロール手段を適用するポイントの例として、以下がある。

- 全体としてのソフトウェアシステムへの入力
- 全体としてのソフトウェアシステムからの出力

ソフトウェアモジュール間の内部インターフェース

ソフトウェアへの入力力の範囲を制限するリスクコントロール手段を適用することにより、不安全な出力を防止できる。また、ソフトウェアの異常による危害に起因する危険を低減することができる。これは、ソフトウェアが試験されていない、予期しない動作をする確率を低減するからである(4.4.3参照)。

ソフトウェアへの入力力の範囲の制限は、ソフトウェア又はハードウェアのリスクコントロール手段を使用することによって行える。以下に例を挙げる。

- ソフトウェアのリスクコントロール手段で入力力をチェックし、不安全な、又は矛盾した値を拒否できる。
- ハードウェアのリスクコントロール手段では、権限のない人間がデータを入力できないように部屋をロックすることなどが考えられる。

リスクコントロール手段を医療機器又はそのソフトウェアの出力に配置すると、ソフトウェアの出力値が安全範囲内であり内部的に矛盾がないかチェックし、そうでない場合には危害を防止することができる可能性がある。これを実現する手段の例としては、以下がある。

- 出力値をチェックしてそれが安全範囲から逸脱するのを防ぐ、ソフトウェアのリスクコントロール手段
- 患者に印加されるエネルギーを制限する、ハードウェアのリスクコントロール手段
- 警告ラベルと固定配線による停止スイッチの組み合わせからなるリスクコントロール手段。このリスクコントロール手段は、コンポーネントの操作者がハードウェアの状態を検出できることが前提となる。

医療機器又はそのソフトウェアの出力に配置されたリスクコントロール手段に加えて、ソフトウェアのポートネットワークの入力及び出力にもリスクコントロール手段を適用できる。これにより、ソフトウェアの小さい部分の入力及び出力力をチェックし、危害を防止することが可能になる。

ひとつのパラメータについて、医療機器が安全に動作する範囲をひとつだけ指定するのは不可能な場合もある。しかし、「安全動作限界」、すなわち、医療機器が安全に動作する限界を形成する複数のパラメータの組み合わせを指定することは可能である。医療機器が安全動作限界内で動作しているかどうかの評価には、ソフトウェアを使用できる。例えば、ソフトウェアは装着部の測定温度と曝露時間を組み合わせて患者の火傷の可能性を検出することができると考えられる。

臨床家はソフトウェアの入力及び出力の安全範囲を知っているが、医療機器の設計ではその安全範囲が予想できないケースもある。そのようなケースでは、その医療機器を臨床家の指定どおりに動作させることを目的として、リスクコントロール手段を使用することができ、ソフトウェアの入力と出力との間の矛盾の検出には、ハードウェア又はソフトウェアのリスクコントロール手段を使用する。

例えば、臨床家が医療機器を使用して治療を処方するが、処方患者によって大きく異なる場合がある。この場合、入力値又は出力値を分析するだけではハードウェア状態は検出できない。それでも、ソフトウェアのリスクコントロール手段を適用することによって、医療機器の出力が入力(意図する処方)に正確に一致するようにすることができる。

6.2.2 リスクコントロール手段

6.2.2.1 概要

ソフトウェアに対して適切なリスクコントロール手段を効率よく実装するには、製品開発及びソフトウェアライフサイクルの初期段階で、慎重に検討する必要がある。リスクコントロール手段の種類によっては、設計の初期段階であれば非常に簡単に実装できるが、開発の後の段階になると実装が難しくなるものもある。製品開発プロセスの早期段階でソフトウェアをリスクマネジメントの観点から慎重に検討しないと、医療機器の安全性について、適切なソフトウェア操作への依存が期待せずして過度になってしまいうようなハードウェアの決定がなされる可能性がある。

極めて重大なソフトウェアアイテム(例: 欠陥があれば死に至るおそれのあるアイテム)と安全性に影響を及ぼすおそれのないソフトウェアアイテムを区別するために、ソフトウェアアイテムを分離してソフトウェア安全クラスを割り当てることは、有効な手法となりうる。ソフトウェア安全クラス分類に関しては、

IEC 62304:2006の細分簡条4.3を参照すること。

ソフトウェア安全クラスの割り当ては、より重大なソフトウェアアイテムの検証及びコンプライエンス管理活動で、厳格度をより上げ焦点をさらに絞るための基礎として役立つ。これを行った場合は、悪影響を注意深く検討するのが望ましく、重大性の低いソフトウェアアイテムでも、それがより重大性の高いソフトウェアアイテムに影響を及ぼすおそれがある場合は、それと同じ格付けにすることも可能である。また、IEC 62304ではひとつの活動又は作業内で異なる複数の手法の使用を許可していることにも留意するべきである(IEC 62304:2006の細分簡条5.1.4では、その手法を定義することを求めている)。製造業者は、ソフトウェアの安全分類でクラスCに分類されるソフトウェアアイテムを識別するための仕組みを作成してもよい。例えば、高度に複雑なソフトウェアアイテムにはより正式な検証方法(すなわちコードレビューではなくコードインスペクション)を使用することなどが考えられる。

なお、ソフトウェアアイテムをまず安全性に関連するアイテムとして分類し、その後一定のリスクコントロール手段や設計選択によってその重大性を低くして処理することもできる。リスクマネジメントに減らすことができれば、分離と本質安全設計により安全性に関連するソフトウェアを最小限のサブセットに減らすことができる。

ソフトウェアの安全性を確保するには、製品開発ライフサイクルを通じて様々な活動が必要になる。故障分析の正式手法などの信頼性技術には、完全なリスクマネジメント手法は含まれていない。また、信頼性と安全性は関連していることが多いものの、全く同じ属性ではないことを理解しておくことも重要である。信頼性に重点を置いたライフサイクルプロセスでは、安全性を十分に達成できない場合がある。

一部の特定のリスクコントロール手段についての詳細と、リスクの特定の原因にどのように対処すべきかの手引きを6.2.2.2、6.2.2.3、6.2.2.4、6.2.2.5、及び6.2.2.6に記載する。

6.2.2.2 リスクコントロール手段及びソフトウェアキーテックチャ設計

6.2.2.2.1 概要

ソフトウェアキーテックチャは、リスクを軽減する保護手段のためのソフトウェアメカニズムだけでなく、本質安全設計によってリスクをコントロールするのに使用されるソフトウェアの機能も記述することが望ましい。

6.2.2.2.2 キーテックチャの機能による本質安全設計

ソフトウェア制御論に關わらずに、例えばその機能の実装にハードウェアを使用するなどの手段によって回避できるかもしれない(同様に、ハードウェア機能に關わらずに(消耗、疲弊)は、ソフトウェアの使用によって回避できるかもしれない)。

時には、上位レベルでの設計に関する決定によって、ハードウェアを完全に回避できる場合もある。例えば、ハードウェアの観点からは、AC電源の代わりにバッテリーを使用することによって感電リスクを排除できる。同様に、ハードウェアを招くおそれのあるプログラミングエラーのクラス全体を、上位レベルの設計によって排除可能な場合もある。例えばメモリリークは、静的データ構造だけを使用することによって回避できる。

ソフトウェアを使用したシステムで特に問題になるのは、ソフトウェアが共有できる物理的インフラには限度がないという認識である。この認識は誤りである。

システムには要求されたときに必要なタスクすべてを実行できるだけの十分なリソースが確保されるべきである、というのがシステム設計の原則である。この原則を、ハードウェアだけでなくソフトウェアにも適用するのが望ましい。あるソフトウェアアイテムが安全性に關与している場合には、リスクアセスメントで以下の問題に取り組みなければならない。

- 安全性に關係するそのソフトウェアアイテムは必要時にプロセス上へのアクセスを確保できるか？

- 安全性に關係するそのソフトウェアアイテムは、不安全状態が事故に發展する前にタスクを完了するのに十分なプロセス時間を確保できるか？
- 他のソフトウェアアイテムがその安全に關わるソフトウェアアイテムを破損させたり、その動作を妨げないことを保証できるか？

これらの問題は、安全性に關するソフトウェアがひとつのプロセッサを安全に關与しないうソフトウェアと共有しなければならぬ場合に、特に重要である。なぜならば、安全性に關与する機能と安全性に關与しない機能との間でリソースの獲得競争が發生するからである（分離については6.2.2.2.4を参照）。

上記の問題のすべてが設計者に見えようにする開業手法を選択するのが望ましい。例えば、すべてがうまくいってオペレーティングシステムに余裕があるときであれば作動するようなプロセスとして、安全性に關係するソフトウェアアイテムを設計するのでは十分ではない。開業手法は、多ヶジュエーリング、優先順位、及びタイムスリットを周到に設計できるようなものである。

6.2.2.3 フォールトトレラント (耐故障) アーキテクチャ

医療機器では、患者又は使用者の安全を確保するための機能が数多く要求される。そのような機能には、中断や遅延の許されない臨床機能、及び保護的リスクコントロール等々手段を実現する機能がある。

フォールトトレラント設計は、医療機器の信頼性を高めるアプローチとして非常に一般的である（ソフトウェアエンジニアリング実施担当者のための参考資料としては、Pulim[7] やBanatre[8]などがある）。フォールトトレラント設計の狙いは、コンポーネント間の故障がある状況（ソフトウェア異常を含む）においても、安全関連機能が確実に動作し続けるようにすることである。

通常、フォールトトレラント設計は冗長性を利用する。これはひとつのコンポーネントが正しく機能しないときに動作を継続させるために不可欠なコンポーネントを単純に複製することや、あるいは故障を検出して動作を別の動作モード（おそらく冗長機能を制限したモード）に切り替えるコンポーネントを追加することが考えられる。

ソフトウェア故障が発生しても重要な機能が継続できるように、フォールトトレランスを利用することができる。この場合、同じソフトウェアのコピーを複数使用する単純な冗長性では十分ではない。なぜならば、そのソフトウェアのそれぞれのそれなりに同じ欠陥が存在するからである。

そのような場合には多様性が必要となる。例えば、ソフトウェアエラーを検出して回復プログラムを実行するために追加的ソフトウェアを使用することが考えられる。その追加的ソフトウェアはそれが監視するソフトウェアのいずれの機能も共有しないようにし、そうすることによってひとつのソフトウェア欠陥が両方のソフトウェアの故障につながらないようにするべきである。

より重大なケースでは、同じ機能をふたつ以上のソフトウェアアイテムで実行するが、設計と実装は、共通の仕様から始まって、各ソフトウェアアイテム単独で行う。これが「多様性プログラミング」である。ただし、複数の異なる開発エンジニアが同じ間違いを犯す傾向があり、それが多様性を無効にしてしまうおそれがあることに留意が必要である。また、共通仕様に要求事項が含まれている可能性もある。さらに、誤作動するソフトウェアが影響しないようにするために、ポータビリティのような何らかの手段を使用する必要がある。ひとつのポータビリティ手法を実現するには、少なくとも3の異なるソフトウェアアイテムが必要であらう。

フォールトトレランスを提供するために冗長性を使用する際は、多様性の有無に關わらず、故障が存在していることを使用者に知らせることが重要である。さもないと、フォールトトレラントな医療機器が、実際には安全性が低下した状態で動作しているにもかかわらず、安全に動作しているように見えようとするところがある。

6.2.2.4 ソフトウェア原因によるリスクを軽減するための分離

ソフトウェア欠陥が同じハードウェア上で実行されている無関係なソフトウェアのエラーを引き起こす可能性もある。製造業者は、安全性に關係するソフトウェアアイテムを安全性に關わらないソフトウェアアイテムから分離し、安全性に關わらないソフトウェアアイテムが安全性に關係するソフトウェアアイテムの動作に干渉しないようにする方法を選択するべきであり（IEC 62304:2006の細分簡条5.3.5参照）、また、その分離が効果的であることを実証すべきである。これには、ソフトウェアアイテム間の意図しない競合を回避するためにソフトウェアアイテムがリソースを適切に使用することの実証も含まれる。

ソフトウェアアイテム間の効果的な分離は、ソフトウェアアイテムが予期しない相互干渉にさらされるような以下の状況に対処しなければならぬ。

複数のソフトウェアアイテムが共有ハードウェア（例えばプロセッサ、記憶装置、及びその他の入力/出力装置）上の時間を獲得し合うときに、ソフトウェアアイテム間に意図しない相互干渉が發生することがある。これにより、ひとつのソフトウェアアイテムが意図した時間に実行されなくなり、あるいは十分にハードウェアを提供することはアーキテクチャ上の機能であり、その機能はすべてのソフトウェアアイテムを要求されたときに実行できるだけの十分な時間を確保するための適切な仕様と計画の対象とすべきである。

同じメモリ内に複数のソフトウェアアイテムが共存することがある。この場合、ひとつのソフトウェアアイテムが予期せずに他のソフトウェアアイテムに属するデータを書き換えてしまふおそれがある。極端なケースでは、ひとつのソフトウェアアイテムが別のソフトウェアアイテムのコードを偶発的に書き換えてしまふこともある。多くのプロセッサ及びオペレーティングシステムでは、ハードウェアの補助でメモリ使用量を分離する手段を提供している。そのような手段がある場合は、必ず使用するべきである。そうした手段のほとんどは、ソフトウェアアイテムのむとつに欠陥があったとしても、意図しない相互干渉を防いでくれる。

複数のソフトウェアアイテムが広域変数、環境変数、及びオペレーティングシステムのパラメータを含む変数を共有している場合にも、意図しない相互干渉が發生することがある。これにより、ソフトウェアアイテムのひとつに欠陥がある場合に、ソフトウェアアイテム間で意図しない通信が發生する可能性がある。ソフトウェアアイテム間の変数の共有は最小限にとどめることが望ましい。必要であれば、共有変数は少数の特定のソフトウェアアイテムによってのみ書き換え可能で、その他のすべてのソフトウェアアイテムは共有変数を読み込むだけで書き換えられないようにするために、エンジニア全員に対してルールを通知するべきである。

最も強力な分離の手段は、相互干渉してほしくない複数のソフトウェアアイテムを別々のプロセッサで実行することである。しかし、上記で推奨するアーキテクチャ設計を実現すれば、ひとつのプロセッサ上でも適切なレベルの分離が得られる。

ラボ環境でのシステム試験で所与のテストケースに対して十分な物理的リソースと時間リソースがあることが示されても、現場での使用においては、適用負荷又は実行環境（同じボックス上で別のプロセスが実行されている）により、危害を生じようとするソフトウェア故障が發生する。

一方、ラボにおけるテストケースで、性能が低くソフトウェアのスピードアップを性急に図るために不当な手段が取られているということが示された場合、その手段が設計を台無しにし目に見えない悪影響による他の新たなリスクを生む可能性がある。

分離を効果的なものにするには、通常動作で次のことを実証することが望ましい。

- データフローの破損が防止されている；安全性に關わらないソフトウェアアイテムは、安全性に關係するデータを変更できない。
- コントロールフローの破損が防止されている。

- 安全性に關係する機能は、安全性に關わらないソフトウェアの動作に影響されることなく、常に適時に実行可能である。
 - 安全性に關わらないソフトウェアアイテムは、安全性に關するソフトウェアアイテムを変更できない。
- c) 実行環境の破壊が防止されている：安全性に關するソフトウェアアイテム及び安全性に關わらないソフトウェアアイテムの両方が使用するソフトウェアシステムの部分（例：プロセスサプレジスタ、デバイスレジスタ、メモリアクセス特権）の破壊は起こりえない。

上記のいずれかを侵害するイベント（例：ハードウェア故障）が検出され、安全性の継続の確保に必要な措置がシステムによって実施されるようにすることが望ましい。

6.2.2.3 保護手段の詳細

多くの場合、本質安全設計ですべてのハザードを回避すること及びすべての潜在的故障に対してフォールトトレラント設計を装着することは現実的ではない。それらのケースでは、保護手段が潜在的ハザードに対処するための次善のアプローチとなる。一般に、保護手段は潜在的ハザード状態を検出することによって作動し、結果を軽減するために自動介入するか、又は警報を発生させて使用者に介入を促す。例えば治療用X線システムは、施設のドアが開けられた場合にX線発生装置をシャットダウンするソフトウェアロジック又はハザードウェアを使用したインターロックシステムを備えている場合がある。そのインターロック機能は、治療上の役割を一切担っていない。その唯一の目的は、意図しない放射線被ばくの危害を軽減することにある。

時には（つまり、医療機器の機能性の喪失がハザードを招かない場合）、役割を犠牲にして安全性が達成される場合がある。例えばラボリアル血液分析装置の場合、結果を出力できなくてもハザードは招かないが、誤った結果を出力すればハザードにつながる可能性がある。この場合、防壁的ログラミングチャックで予期せぬ不具合が示されたときには、分析装置の動作を続けるのではなくシャットダウンすることでリスクを軽減する。フェイルセーフアプローチでは、システム又はコンポーネントの不具合若しくはその他のハザード状態は、機能の喪失につながる可能性があるが、操作者及び患者の安全は守られる。一方、フェイルオーバーソリューションでは、システムは安全に動作を継続できるが性能は低下する（例：キヤパシティブが下がる、応答時間が遅くなるなど）。

6.2.2.4 ハザード状態の迅速な防止と通知

リスクコントロール手段は、ハザード状態防止の確率を向上させるものが重要となる。

危害の防止に加え、検出された状態を使用者に通知することも考慮に入れるべきである。これがなければ、リスクコントロール手段が正しく機能しなかった場合に、危害が発生するおそれがある。

また、ソフトウェアのリスクコントロール手段を実行する頻度も考慮に入れることが望ましい。ソフトウェアのリスクコントロール手段は、危害が発生する前に危害につながる状態を検出できるように、十分に高い頻度で実行されるべきである。

6.2.2.5 ソフトウェア異常に対するリスクコントロール手段

ソフトウェアには特有の難しさがある。つまり、ハザード状態につながるイベントシナリオの一部のイベントが発見されないソフトウェア異常に起因している可能性があるが、その異常がどこで発生するか、それがどのような影響を及ぼすかを予測することが困難だ、という点である。

リスクコントロール手段はソフトウェア異常に起因する危害の確率を軽減できる。ソフトウェアアーキテクチャ内には、通常、リスクコントロール手段でそれまでのイベントの性質に關わりなく危害の確率を低減できる箇所があるものである。これに慎重に行えば、ソフトウェア異常が危害を引き起こすのを防止する目的でそのソフトウェア異常の性質を厳密に予想する必要がある。

このアプローチが実際のでないケース、例えば予防手段がソフトウェアに実装されている場合では、そのソフトウェアの安全性を確保するための手段を講じることが望ましい（6.2.2.6参照）。

6.2.2.6 リスクコントロール手段としてのプロセス

ソフトウェア異常がハザード状態につながるイベントシナリオの要因となる可能性がある場合、リスクコントロール手段を講じることで危害の発生を防止することはできないかもしれない。この場合の最善のソリューションは、ソフトウェア異常が発生してもハザード状態につながらないような本質安全設計を行うことである。

これが不可能な場合、効果的なソフトウェア開発プロセスを使用することによって、ソフトウェア異常の発生確率を低減できる可能性がある。プロセスのリスクコントロール手段は、異なるタイプのリスクコントロール手段と組み合わせつつプロセスが詳細に定義されているのであれば有益である、というのが共通した認識である。

ソフトウェアが意図する機能を実装するという信頼度が非常に高いこと、またそのソフトウェアに欠陥がないことの信頼度が非常に高いことを立証できるのであれば、そのソフトウェアを安全性の高いコンポーネントと見なすことができる。この高レベルの信頼を達成するには、製造業者がソフトウェア開発プロセスが、信頼性が高く欠陥のないソフトウェアを作り出せることを実証しなければならぬ。そうすることにより、そのようなプロセスを使用しているソフトウェア異常の発生確率を削減できると断言できる。

ソフトウェア開発プロセスの厳格度を上げることによりソフトウェア異常の数を減らせる、というのは広く認められている。ただし、医療機器ソフトウェアを試験することでソフトウェア異常の数を低減できるとはいえ、ソフトウェアが計画されたすべての試験に合格したからといってソフトウェア異常が残っていないと決めかねない。なぜなら、含まれない臨床使用では、計画された試験に含まれていなかったシナリオがソフトウェアへの入力に含まれるからである。医療機器ソフトウェアは非常に複雑で網羅的に試験することができないため、厳格な試験もハザード状態の確率を低くする手法として見なすことができると過ぎない。また、試験だけでは、ソフトウェアが安全性の高いコンポーネントであるとは見なせるだけの信頼度を立証するには不十分である。

厳格なソフトウェア開発プロセスを定める上での出発点は、IEC 62304で定める活動と作業をソフトウェア開発プロセスに含めることだと考えられる。厳格なソフトウェア開発プロセスを開発する際に考慮すべきその他の事項としては、次が挙げられる：

- スタッフの能力、… 技能、経験、経歴、及び訓練（誰がソフトウェアを開発するのか？）
- 手法 …… 仕様、設計、コーディング、及び試験方法の適切性（どのような開発プロセスか？）
- 厳格度、形式性、及びレビューと検査の適用範囲（静的分析をどの程度実行するか？）
- ツール …… コンパイラ、要求事項トレサビリティ、コンフィギュレーション管理ツールなどのツールの質（ソフトウェア開発中にどのようなツールを使用するか？）

安全性の高いソフトウェアが開発できるかどうかの見込みは、堅実に実施できる反復可能なプロセスが存在するかどうかにか依存する。

ソフトウェア異常から生じるハザード状態のリスクを軽減するために厳格な開発プロセスを実施する場合、ソフトウェア異常から生じる故障の頻度を示すデータを収集し分析することによってリスクコントロール手段の有効性を実証することが望ましい。プロセスが安全性の高いソフトウェアを作り出しているという主張を裏付けるためには、ソフトウェア故障が全くない、又は非常にまれであることを示す証拠を提供するべきである。

6.2.3 出所が不明なソフトウェア (SOUP) に關する考慮事項

システム設計中にSOUPの使用が決定されることがよくある。医療機器の潜在リスクが高いほど、SOUPの潜在的故障モードをより入念に分析し、リスクコントロール手段を特定するべきである。通常、SOUPを修正してそのSOUPが故障した場合にハザード又はハザード状態につながらないようにそのSOUPを監視又は分離するのに必要な新しいリスクコントロール手段を組み込むことはできない。また、SOUPに起因するすべての潜在的ハザードを特定するのに十分な内部設計情報を入力することもできない。そのため、SOUPが故障したときにそれがハザードを引き起こさないようにそのSOUPを監視又は分離するのに必要なリスクコントロール手段を提供できるように、システム及びソフトウェアアキテチャを設計するのが望ましい。

医療機器にSOUPが含まれる場合、医療機器の安全性が損なわれないように注意を払わなければならない。そのような状況では、「ラップバー」、つまりミドルウェアアキテチャが必要となる場合がある。そのミドルウェアは以下のいずれかの機能を有するのがよい。

- SOUPの使用したくない機能の使用を防ぐ。
- SOUPと医療機器ソフトウェアとの間で正しい情報が転送されるように論理フェックを実施する。
- 医療機器が必要とする追加情報を提供する。

SOUPに関するその他の重要問題として、市販のオペレーティングシステムや通信システムの使用がある。徹底したリスクアセスメントに基づき、安全性を損なうことのないソフトウェアプラットフォームの変更（例：安定性、セキュリティ）を許可するアキテチャを構築することが望ましい。このようなリスクアセスメントには、ネットワークセキュリティパッチのインストールなど、医療機器の安全性の保全性を確保するために必要な変更頻度の分析を含めるのがよい。

6.3 リスクコントロール手段の実装

ISO 14971:2007 から抜粋

6.3 リスクコントロール手段の実装

製造業者は 6.2 で述べたリスクコントロール手段を実装すること。在リスクコントロール手段の実装を検証する。検証結果をリスクマネジメントファイルに記載すること。

リスクコントロール手段の有効性を検証し、その結果をリスクマネジメントファイルに記載すること。

注記：有効性の検証には、妥当性確認活動も含まれることができる。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認する。

リスクコントロール手段を特定したら、それを実装し、その有効性を検証する必要がある。

リスクコントロール手段が適切に実装されていてリスクをコントロールする上で有効であることを検証することは、ソフトウェアにとって不可欠である。分析と試験の両方が必要となる可能性が高い。主要検討事項には以下が含まれる。

- 安全性に関係するすべてのソフトウェアアイテムが特定され、そのソフトウェアのあらゆる関連バージョン及び変異形（例：異なるプラットフォーム、異なる言語、異なる医療機器モデル）において、安全性に関係するすべての機能が特定され、実装され、試験されるようにするためのトレーサビリティ

テイ

- リスクコントロール手段を試験する際の、広範な異常状態及びバースト状態での試験を含む、厳格度及び適用範囲の拡大
- リスクコントロール手段及び安全性に関する機能性に変更を加えた場合（その変更が安全性に影響を及ぼすことを意図していないとしても）、そのリスクコントロール手段及び安全性に関する機能性に対する重点的な回帰試験

保全性の高いソフトウェアを作り出すのに十分に厳格と考えられるプロセスを使用する場合でも、その結果を検証しなければならない。

根本原因分析が行われ、安全性に関する異常の重大性のレーティング（IEC 62304:2006参照）が追跡・評価されている場合には、検証活動及び妥当性確認活動中に収集した異常情報が検出することが多い。安全性に影響を及ぼした異常を評価して、異常がリスク分析で特定されたかどうか、及び特定したリスクコントロール手段が十分かどうかを判断することができる。ソフトウェア異常に関するデータは、ソフトウェア開発プロセスの有効性の実証、又はリスクの軽減を主張するために破産を必要とするソフトウェア開発プロセスの状況の特定に使用されることがある。

ソフトウェアのリスクコントロール手段の妥当性は、ハードウェアのリスクコントロール手段の妥当性ほど明らかではないかもしれない。このため、ソフトウェアを扱うときには、リスクアセスメントの文書に従来要求されていたものとは違う書式が必要かどうかを検討することが望ましい。そのために役立つ方法のひとつが、「セーフティケース」を書くことである。（附属書E参照）。

6.4 残留リスクの評価

ISO 14971:2007 から抜粋

6.4 残留リスクの評価

リスクコントロール手段を適用した後、リスクマネジメント計画で定める基準を使用して残留リスクを評価すること。この評価の結果は、リスクマネジメントファイルに記載する。

この基準を使用して残留リスクが許容可能と判定されなかった場合は、さらにリスクコントロール手段を適用すること。（6.2参照）。

許容可能と判定された残留リスクについて、製造業者は明示すべき残留リスク及びその明示のために附属文書に含める必要がある情報について決定する。

注記：残留リスクの明示方法に関する指針は、附属書Jで提供している。

適合性は、リスクマネジメントファイル及び附属文書の検査によって確認する。

ソフトウェアに起因する残留リスクは、システムレベルでの医療機器に関わる残留リスクに含めなければならない。ソフトウェア異常の確率を推定するのは困難であることから、残留リスク評価では通常、許容できないリスクにつながるすべてのイベントシナリオについて、その発生確率を低減する、又は危害の程度をリスクマネジメント計画（3.4.1参照）で定義したレベルに抑えるためのリスクコントロール手段を講じるかどうかを決定する必要がある。

是正されていないソフトウェア異常が（検証活動及び妥当性確認活動で）特定された場合は、それら进行分析して安全性に関係するソフトウェアに影響を及ぼすかを判断することが望ましい（IEC 62304:2006の細分簡条5.8.3参照）。影響を及ぼすと判断された場合には、それらの異常から生じるリスクを評価し、それ

らが影響を与える可能性のあるすべてのハザード状態の残留リスクの評価に使用する必要がある。

6.5 リスク/効用分析

ISO 14971:2007 から抜粋

6.5 リスク/効用分析

残留リスクがリスクマネジメント計画で定める基準を使用して許容可能であると判定されず、更なるリスクコントロール手段が実施不可能な場合、製造業者は意図する使用による医学的利益が残留リスクを上回るかどうかを判断するため、データや文献を集積しレビューを行うことができ、この証拠が、医学的利益が残留リスクを上回るという結論を立証しなければ、そのリスクは許容できないままとなる。医学的利益が残留リスクを上回る場合は、6.6へ進む。

医学的利益より小さいと裏証されたリスクについて、製造業者はその残留リスクの開示に安全性情報が必要かを判断する。

この評価の結果は、リスクマネジメントファイルに記録する。

注記：D.6も参照。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認する。

ソフトウェアに関する追加の手引きはない。

6.6 リスクコントロール手段から発生するリスク

ISO 14971:2007 から抜粋

6.6 リスクコントロール手段から発生するリスク

リスクコントロール手段の影響を、次の事項についてレビューする：

- 新しいハザード状態を招く；
- 既に特定したハザード状態の推定リスクが、そのリスクコントロール手段の採用で影響を受けがどうか。

新しい又は増加したリスクには、4.4から6.5までに従って対処する。

このレビューの結果は、リスクマネジメントファイルに記録する。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認する。

ソフトウェアのリスクコントロール手段の導入によりその医療機器の他の部分にどのような影響が及ぶかを入念に調査できるようにするためには、厳格な変更管理 (IEC 62304:2006の細分簡条8.2参照) を含め、厳格なソフトウェアコンプライアンス管理プロセスが不可欠となる (IEC 62304:2006の細分簡条7.4も併せて参照のこと)。

ISO 14971は、設計/開発プロセスについて規定していない。この影響のひとつとして、リスクコントロール手段が実装されている場合、ISO 14971では単にその手段が更なるハザードを招いていないことを保

証するためにその手段をレビューすることを求めているに過ぎない、ということがある。この要求を、実装が完了した後にのみこの疑問を調査せよとの指示として解釈するべきではない。

ソフトウェアのリスクコントロール手段では、ソフトウェアが実装されるまでこのレビューを保留しないことが特に重要である。ソフトウェアのリスクコントロール手段が指定されたら、これを直ちにコンプライエンス管理下に置き、新しいハザード又はハザード状態を誤って発生させてしまうなどの悪影響を見つげるためにレビューすることが望ましい。

ソフトウェア設計をさらに著しく複雑にするリスクコントロール手段の実装は、潜在的なソフトウェア異常をさらに増加させた新しいハザード状態を招く可能性がある。リスクコントロール手段はできる限りシミュレーションに、常に新しいリスクアセスメントの対象とすることが望ましい。

このレビューは、(少なくとも)ソフトウェアの設計後及びソフトウェアシステムの実験後に繰り返すことが望ましい。

6.7 リスクコントロールの完全性

ISO 14971:2007 から抜粋

6.7 リスクコントロールの完全性

製造業者は、特定したすべてのハザード状態から生じるリスクが確実に考慮されるようにする。この活動の結果は、リスクマネジメントファイルに記録する。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認する。

ソフトウェアがハザード状態の要件を満たしている場合には、リスクコントロールの完全性に IEC 62304:2006 の細分簡条 7.3.3 を含むべきである。

7 残留リスク全体の許容性の評価

ISO 14971:2007 から抜粋

7 残留リスク全体の許容性の評価

すべてのリスクコントロール手段を裏返し及び検証した後、製造業者はリスクマネジメント計画で定める基準を使用して医療機器が呈する残留リスク全体が許容できるか否かを判断する。

注記 1: 残留リスク全体の評価に関する手引きについては、D.7 を参照。

残留リスク全体がリスクマネジメント計画で定める基準を使用して許容可能と判定されない場合、製造業者は意図する使用による医学的利益が残留リスク全体を上回るかどうかを判断するため、データや文献を収集しレビューを行うことができる。この証拠が、医学的利益が残留リスク全体を上回るという結論を裏付ければ、その残留リスク全体は許容可能と判断することができる。

そうでなければ、その残留リスク全体は許容できないままとなる。

許容可能と判断した残留リスク全体について、製造業者は、その残留リスク全体を明示するためにどの情報を附属文書に含める必要があるかについて決定する。

注記 2: 残留リスクの明示方法に関する手引きは、附属簡条 7 で提供している。

残留リスク全体の評価の結果は、リスクマネジメントファイルに記録する。

適合性は、リスクマネジメントファイル及び附属文書の検査によって確認する。

残留リスク全体を評価するためには、すべてのリスクコントロール手段を実装することが必要である。これには、ソフトウェアをそれが使用される各システムコンプライエンスとの関連において評価することも含まれる。

システム試験活動(すべてのソフトウェア機能性とハードウェアのリスクコントロールに関する)の結果は、許容基準と組み合わせで評価するべきである。また、残留するソフトウェア異常はすべてリスクマネジメントファイルに記録し、それらが許容できないリスクの一因とならないことを確認するために、評価するべきである (IEC 62304:2006 の細分簡条 5.8.2 及び 5.8.3 を参照)。この評価は、必要に応じて臨床/アプリケーションの専門家による独立した学際的なレビューで受け入れられることが望ましい。また、附属文書に情報を含めることが必要になる場合もある。

8 リスクマネジメント報告書

ISO 14971:2007 から抜粋

8 リスクマネジメント報告書

医療機器を商品流通に向けてリリースする前に、製造業者はリスクマネジメントプロセスのレビューを実行する。このレビューでは、少なくとも次の事項を保証すること：

- ・ リスクマネジメント計画が適切に実施された；
- ・ 残留リスク全体が許容できる；
- ・ 関係する生産/生産後情報の取得のための適切な手法が実施されている。

このレビューの結果をリスクマネジメント報告書に記録し、リスクマネジメントファイルに含める。

レビューの責任は、リスクマネジメント計画において適切な確認を計画に割り当てることが望ましい (3.4 b 参照)。

適合性は、リスクマネジメントファイルの検査によって確認する。

リスクマネジメントプロセスのレビューの一環として IEC 62304:2006 の簡条 6 及び細分簡条 7.3.3 を含めることを検討すべきである。

9 生産/生産後情報

ISO 14971:2007 から抜粋

9 生産/生産後情報

製造業者は、生産段階及び生産後段階における医療機器又は類似機器に関する情報を収集及びレビューするためのシステムを確立、文書化し、保守する。

医療機器に関する情報の収集及びレビューのためのシステムを構築するときには、製造業者は特に次の考慮することが望ましい；

a) 操作者、使用者、又は医療機器の設置、使用、及びメンテナンスの責任者が作成する情報を収集及び処理するメカニズム；

b) 新規格又は改訂規格

また、当該システムは、市場の類似医療機器に関する一般に入手可能な情報も収集及びレビューすることが望ましい。

この情報を、考えられる安全性との関連について評価するのが望ましい。特に次のことについて評価する：

- ・ それまで認識されなかったハザード又はハザード状態が存在しないか
- ・ ハザード状態から発生する推定リスクがもはや許容できないものになっていないか。

上記のいずれかの状況が発生した場合：

- 1) 以前に実施したリスクマネジメント活動への影響を評価し、リスクマネジメントプロセスへの入力としてフィードバックする。
- 2) 当該医療機器のリスクマネジメントファイルをレビューする。残留リスク又はその許容性が変わった可能性がある場合は、先に実施されているリスクコントロール手段への影響を評価する。

この評価の結果は、リスクマネジメントファイルに記録する。

注記 1：生産後監視の側面には、国家の規制の対象となる部分もある。そのような場合、追加の手段が必要となることもある (例：予型生産後評価)。

注記 2：ISO 13485:2003 の 8.2 項も参照。

適合性は、リスクマネジメントファイル及び他の適切な文書の検査によって確認する。

ソフトウェアのリスクマネジメントは、ソフトウェアメンテナンスプロセス (IEC 62304:2006 の簡条 6 参照) 及びソフトウェア問題解決プロセス (IEC 62304:2006 の簡条 9 参照) を含め、ソフトウェアライフサイクルの初めから終わりまで継続する。

IEC 62304:2006 の簡条 6 は、医療機器ソフトウェアのリリース後にフィードバックを受領、文書化、評価、及び追跡するための手順書の使用を定めたソフトウェアメンテナンス計画を確立するよう製造業者に求めている。メンテナンス計画はまた、ソフトウェアリスクマネジメントプロセスの使用及び医療機器ソフトウェアのリリース後に生じた問題を分析/解決するためのソフトウェア問題解決プロセスの使用についても定めている。

ソフトウェア問題解決プロセス (IEC 62304:2006 の簡条 9 参照) の使用によって、リスクマネジメント活動はソフトウェア問題の調査とその問題の安全性との関連に関する評価に統合される。臨床専門家、ソフトウェアエンジニア、システム設計者、ユーザビリティ/人因工学の専門家を含む学際的なチームがこの調査及び問題の評価に関与させることが重要である (3.3 参照)。

SOUP も、ソフトウェアメンテナンス計画及び生産後リスクマネジメント活動の重要な側面である。一部の SOUP は、その特性 (ウイルス防護ソフトウェアなど) から、頻繁に更新されるため、製造業者はそのことをソフトウェア保守計画で考慮に入れなければならない。

SOUP の故障又は予期しない結果、及び SOUP の陳腐化 (サポート終了) は、医療機器の残留リスク全体が許容できるかどうかの判定に影響することがある。そのため、ソフトウェアシステムの開発及び保守に SOUP の監視及び評価活動を組み入れる必要がある。これらの活動で SOUP の更新、アップグレード、パッチ修正、パッチ適用、及び陳腐化に対応する。公に入手可能な異常リスト及び SOUP の現地性能を積極的に監視し評価することにより、製造業者は既知の異常がハザード状態を引き起こす可能性のあるイベントシーケンスにつながるかどうかを事前に判断することができる (IEC 62304:2006 の細分簡条 6.1 f)、7.1.2 c)、7.1.3、及び 7.4.2 を参照のこと)。

製造業者からリリースされる SOUP パッチ又は更新には、医療機器の安全性及び有効性に必須ではない追加機能が含まれていることがある。そのような SOUP 更新については、リリースする医療ソフトウェアから削除可能な過剰コンポーネントがないか分析し、ハザード状態を招くおそれのある予期せぬ変更を回避することが望ましい。

ソフトウェアアイテムの変更の場合と同様に、製造業者は SOUP の更新によって影響を受けるソフトウェアアイテムを知っておくこと及び回歸試験を実施することが望ましい (IEC 62304:2006 の細分簡条 7.4、8.2、及び 9.7 を参照のこと)。

附属書 A
(参考情報)

定義に関する審議

ISO 14971でキーワードとなる用語として「ハザード」と「危害」がある。このふたつの用語を理解することが、規格を理解する上で重要である。危害は身体的傷害若しくは人間の健康に対する害、又は財産若しくは環境に対する害を言う。ハザードは「危害の潜在的な源」と定義され、ハザードには(多くの)原因がある。

ISO 14971:2007では、ハザードは、一連の事象(イベントシナリオ)又はその他の状況が「ハザード状態」に至るまでは、危害を生じさせない、と定義されている(図A.1参照)。このイベントシナリオには、単独のイベントと複数のイベントの組み合わせの両方が含まれる。ISO 14971:2007の附属書D.2では、ハザード、予見可能なイベントシナリオ、及びハザード状態の例について手引きを提供している。

ハザード

イベントシナリオ ハザード状態

危害

図A.1 - イベントシナリオ、危害、及びハザードの関係図

ひとつのハザード又はハザード状態の原因は、ハザード状態を生じさせることが合理的に予測可能なイベントの組み合わせである。ひとつのハザードには考えられる原因(イベントシナリオ)がひとつ、いくつか、あるいは数多くありえる。

熱や電気エネルギー、懸垂部分と接触して、ソフトウェア自体はハザード(危害の潜在的な源)ではない。例えばソフトウェアとの接触による負傷はおそれはない。しかし、ソフトウェアによって人がハザードにさらされる可能性はある。置換えれば、ソフトウェアがハザード状態の原因になる可能性がある。ソフトウェア故障は(いかなる性質のものであれ)ハザードからハザード状態への変化を助長することが多い。

ソフトウェアは、主にハザードを顕在化させてハザード状態を作り出すイベントシナリオの一因となることで、ハザード状態に寄与する。

表A.1 - ハザード、予見可能なイベントシナリオ、ハザード状態、及びそれによって生じる可能性のある危害の関係

ハザード	ソフトウェアが関与する予見可能なイベントシナリオ	原因	ハザード状態	危害
電気エネルギー	眼球インプラントによって印加される電流を制御するソフトウェア出力が弱すぎる	(1) ソフトウェアのアルゴリズムに誤差がある (2) ソフトウェアは正しく規定されているが、異常がある	インプラントによって患者の目に過剰な電流が印加される	重症の失明
臨床機能の喪失	生命維持を目的として設計されているソフトウェアが生命維持機能を提供できない	(1) ソフトウェアが例外的な入力データを処理できない (2) ソフトウェアが誤った機器設定を感知できない (3) ハードウェアがソフトウェアのタイムリな動作を支援するの十分なリソースを備えていない	(1) 必要に応じて機器が治療を提供できない (2) 正しくセットアップされた機器が動作しない (3) 機器が動作する状態を感知しない	患者の状態の変化
臨床スタッフによる患者転倒	ソフトウェアの入力及び出力が使用者を混乱させる、又は使用者の判断を誤らせる	(1) 人間/ソフトウェアインタラクションが適切でない (2) ソフトウェア出力の意図が不明瞭である (3) 使用者がソフトウェアの関係を理解していない	(1) 患者の治療ミス (2) 緊急事態にタイムリーに対処できない (3) ソフトウェアに頼りすぎて人間が自分で判断しなくなる	患者の状態の変化 死亡

付属書 B
(参考情報)

ソフトウェア原因の例

表B.1に、ハザードに関わることの多いソフトウェアの機能分野をリストアップし、そのハザードの潜在的原因である状況の例を示す。また、リスクコントロール強化に役立つ、ソフトウェア開発時に確認すべき事項の例も挙げている。この表に示されている情報の中には、すべての医療機器ソフトウェアに適用できるわけではないものも含まれる。特定の医療機器にこれらの例が当てはまるかどうかは、その医療機器の意図する使用、医療機器のシステムレベルでの設計、医療機器におけるそのソフトウェアの役割、及びその他の要因によって左右される。この表は出発点としてのみ使用していただきたい。

この表はすべてを網羅しているものではなく、安全で効果的なソフトウェアを開発するための思考過程の手助けをするものである。

表B.1 – ソフトウェア機能領域による原因の例

ソフトウェア機能領域	ハザード原因の例	確認事項
警告及び警告:		
優先度	優先度の低い警告が優先度の高い警告の表示又は警報音を隠してしまったり、重大な警告が検出されない	複数の警報状況にシステムがどう対応すべきかを比較的に明記しているか？ 複数のレベルの警告があるのか？ レベルの高い警告はレベルの低い警告の音先に優先して出力されるか？ 使用者が警告に気付いたことを知らせるまで持続させるべき警報はあるか？
保護措置	緊急の状況又は警報の種類ごとの保護措置が明確でない 解除がクリアされた後に保護措置をどのような解除するか規定されていない、又は明確でない	保護措置がユーザーズリタイ問題を発生させないか、つまり、使用者が保護措置から安全に移行できるか？
シャットダウン/セーフモード/リカバリ	セーフモード措置が十分でない セーフモード措置が新たなハザードを生み出している	セーフモード措置は意図する使用に適したものか？ 臨床スタックはそのセーフモードシナリオをレビューしたか？ セーフモード状態は使用者にはつきりと分かるか？
ユーザーインターフェース	密集している又は従前のユーザーインターフェースが「真の」警報状態を隠している 警報に対して取るべき措置が明確でない	臨床スタックはユーザーズリタイの保護手段をレビューしたか？
ログ	永続的なエラーが未解決の故障を示している ログに記録された警報が誤った患者と対応付けられている	検出したエラーはログに記録されているか？ ログは十分に大きいのか？ ログの記録装置は信頼できるものか？ ログはどのように解除されるか？ 使用者はログ解除のタイミングを承認し

	しているか？	考慮したか？
可能性	バックグラウンドノイズが警報音を消してしま う 警報音が非常に大きいので操作者が警報を無効にするための代替的手段を際す 音がシステムが検出して使用者がそれに気付かない。	可能警報の設計で意図する使用の環境を考慮したか？ 使用者はユーザーインターフェース設計の要求事項の周知に関与したか？ 音声システムは、電源投入又は患者に關し てどのように検証されているか？



表B.1-1 ソフトウェア機能領域による原因の例 (続き)

ソフトウェア機能領域	ハザード原因の例	確認事項
重要な電源サイクル状態		
データの完全性	シャットダウン時に不揮発性の書き込みが進行中である 電源OFF時に電源を再開するための重要パラメータが維持されない 潜在的なソフトウェア異常により動作中に重要パラメータが破損して書き込まれる	電源が落ちたときに進行中だったメモリ書き込みはどうか？ ソフトウェアはもうすぐ電源が切れることを知らされるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置は検証されるか？ 重要パラメータは使用直前にチェックされるか？ リセットがリセットソフトウェアで使われていて、電源投入時にリセットが知られるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？
リセット	リセットの後にコンポーネントとの同期がとれない 差し違った故障の発生かもしれないリセットが繰り返されるが、検知されない 機器が利用できない	リセットがリセットソフトウェアで使われていて、電源投入時にリセットが知られるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？
リカバリ	電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？	電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？ 電源投入時に不揮発性記憶装置が破損する可能性があるか？
電源モード	電源モードが工場出荷時の設定になっていない 電源モードが工場出荷時の設定になっていない 電源モードが工場出荷時の設定になっていない	電源モードで支障をきたすリスクコンロール手段がないか？ 電源モードが工場出荷時の設定になっていない 電源モードが工場出荷時の設定になっていない 電源モードが工場出荷時の設定になっていない
重要なユーザーコントロール/メニューセレクト	ユーザーインターフェースソフトウェアプロセッサが新しい数値を取得しない ユーザーインターフェースソフトウェアプロセッサが新しい数値を取得しない ユーザーインターフェースソフトウェアプロセッサが新しい数値を取得しない	新しい数値に調整が加えられたときに誤りも検知されない場合、使用者には通知されるか？ パラメータ調整時、変更は二段階の操作を必要とするべきか？ 使用者に確認を促すべきか？ ソフトウェアは妥当性確認のためにユーザー入力を受け付けているか？ 非常に重要な入力又はエラーを消すの確率に、監視者種別のログオンを必要とするか？ 使用者は、安全関連機能にアクセスするために何層のレイヤーをナビゲートしなければならぬか？ すべての自動画面の交換を評価したか？ 色覚障害のある操作者はメニューメッセージをどのように解釈するか？ メニューインターフェース設計の要求事項の開発に使用者が関与したか？
調整/ナビゲーション/選択	ユーザーインターフェースソフトウェアプロセッサが新しい数値を取得しない ユーザーインターフェースソフトウェアプロセッサが新しい数値を取得しない ユーザーインターフェースソフトウェアプロセッサが新しい数値を取得しない	新しい数値に調整が加えられたときに誤りも検知されない場合、使用者には通知されるか？ パラメータ調整時、変更は二段階の操作を必要とするべきか？ 使用者に確認を促すべきか？ ソフトウェアは妥当性確認のためにユーザー入力を受け付けているか？ 非常に重要な入力又はエラーを消すの確率に、監視者種別のログオンを必要とするか？ 使用者は、安全関連機能にアクセスするために何層のレイヤーをナビゲートしなければならぬか？ すべての自動画面の交換を評価したか？ 色覚障害のある操作者はメニューメッセージをどのように解釈するか？ メニューインターフェース設計の要求事項の開発に使用者が関与したか？
データ入力	使用者が画面外の数値を入力する 使用者が、画面外の数値を入力する 使用者が、画面外の数値を入力する	ソフトウェアは妥当性確認のためにユーザー入力を受け付けているか？ 非常に重要な入力又はエラーを消すの確率に、監視者種別のログオンを必要とするか？ 使用者は、安全関連機能にアクセスするために何層のレイヤーをナビゲートしなければならぬか？ すべての自動画面の交換を評価したか？ 色覚障害のある操作者はメニューメッセージをどのように解釈するか？ メニューインターフェース設計の要求事項の開発に使用者が関与したか？
アクセス性	遮断用制御ボタンが隠れている 外周用手袋をして操作するとタッチスクリーン上の制御ボタンが機能しない 警報によってディスプレイの画面が「自動的に」切り替わる	ソフトウェアは妥当性確認のためにユーザー入力を受け付けているか？ 非常に重要な入力又はエラーを消すの確率に、監視者種別のログオンを必要とするか？ 使用者は、安全関連機能にアクセスするために何層のレイヤーをナビゲートしなければならぬか？ すべての自動画面の交換を評価したか？ 色覚障害のある操作者はメニューメッセージをどのように解釈するか？ メニューインターフェース設計の要求事項の開発に使用者が関与したか？
画面切換	警報によってディスプレイの画面が「自動的に」切り替わる	ソフトウェアは妥当性確認のためにユーザー入力を受け付けているか？ 非常に重要な入力又はエラーを消すの確率に、監視者種別のログオンを必要とするか？ 使用者は、安全関連機能にアクセスするために何層のレイヤーをナビゲートしなければならぬか？ すべての自動画面の交換を評価したか？ 色覚障害のある操作者はメニューメッセージをどのように解釈するか？ メニューインターフェース設計の要求事項の開発に使用者が関与したか？
メニューインターフェース設計	一般的なタイプの色覚異常を考慮せずに色を使用する どの条件で警告が発生するか使用者が判断できない	ソフトウェアは妥当性確認のためにユーザー入力を受け付けているか？ 非常に重要な入力又はエラーを消すの確率に、監視者種別のログオンを必要とするか？ 使用者は、安全関連機能にアクセスするために何層のレイヤーをナビゲートしなければならぬか？ すべての自動画面の交換を評価したか？ 色覚障害のある操作者はメニューメッセージをどのように解釈するか？ メニューインターフェース設計の要求事項の開発に使用者が関与したか？

表B.1-1 ソフトウェア機能領域による原因の例 (続き)

ソフトウェア機能領域	ハザード原因の例	確認事項
表示		
診断用画像	向きが逆 画像は患者との対応付けの誤り	正しい画像の向きを確保するために使用されている手法はあるか？ 画像はどのように患者に対応付けられているか？ 表示はどのような間接的検査が要求されるか？ 臨床スタッフがその要求事項をレビューしたか？ 表示ファイルの特性は完全に明らかにされたか、つまり念入りの確認で合格・不合格だったものは何か？
診断波形	不適切な表示フォーマット エイリアシング、歪み、スケールエラー、時間軸縮小、非可逆圧縮	表示ファイルの特性は完全に明らかにされたか、つまり念入りの確認で合格・不合格だったものは何か？
ハードウェア制御		
アルゴリズム	積分飽和、エイリアシング、タイムベースのオーバーフロー、ポートエラー (シリアルポート/パラレルポート)	サンプリングレートは適切か？ PID制御の場合、積分器のゲインは制限されているか？ アルゴリズムは裏返されたハードウェアの全バリエーションにわたって特性が明らかにされたか？ フィードバック制御の場合、フィードバック信号の妥当性確認のためにどのようなチェックが行われているか？ 使用されているマイクロプロセッサ及びコンパイラについて、すべてのターゲットプラットフォームが評価されたか？ すべてのアサーションを定期的に継続的に検証しているか？
エネルギー印加	熱効果の増大及び治療中継続的にすべてのエネルギー「リポート」がチェックされない 安全性システムが故障したが使用者がそれに気付かない	治療制御ソフトウェアと安全監視ソフトウェアに「故障モード」エラーは存在しないか？ 安全性モニタは電源投入ごと又は患者ごとに検証されているか？ ソフトウェアはゼロット固有 (測定された変化しない) を検出するか？
ディスクリット	ビット閉着 ボレーティング間隔のせいでのビットの変更が検出されない	ソフトウェアはゼロット固有 (測定された変化しない) を検出するか？ ボレーティング間隔のせいでのビットの変更が検出されない
キャリブレーション/セルフテスト	使用説明が不十分なため使用者が医療機器のキャリブレーションを正しく行えず、誤ったキャリブレーション定数になる ゼロでない信号で自動ゼロ化動作が実施される、すなわち予期せぬ圧力がオフ又はラインに掛かる、若しくはトランスデューサーに力が加わる	ソフトウェアはキャリブレーション値 (ソフトウェア又はハードウェア) の合理性チェック又は妥当性チェックを実施しているか？ ゼロでない信号で自動ゼロ化動作が実施される、すなわち予期せぬ圧力がオフ又はラインに掛かる、若しくはトランスデューサーに力が加わる
ハードウェア故障検出	ハードウェア故障は検出可能だが使用者に報告されない この状態で医療機器の使用が継続される 電源投入後にハードウェア故障が発生する 電源投入時にソフトウェアはハードウェア故障	すべてのハードウェア故障が使用者に報告されているか？ ハードウェア故障は、電源投入時、各処理又はセッションの前、若しくは稼働した一回などの継続的なベースでチェックするのがよいか？

<p>自動洗浄</p>	<p>使用者が洗浄又は消毒のプロセスを途中で止める</p>	<p>撤しかチェックしない</p>	<p>ソフトウェアは強制的にサイクルを最後まで実施するか？ ソフトウェアによる不完全な洗浄/消毒サイクルの検出を無効化できるか？</p>
-------------	-------------------------------	-------------------	--

表B.1-1 ソフトウェア機能領域による原因の例 (続き)

ソフトウェア機能領域	ハザード原因の例	補正事項
流体送出	<p>不適切なキャリブレーションの検出 すべての液体「ゲート」のチェックを最初に行わず、また治療中に継続してチェックすることもない。</p>	<p>すべてのアクションを定期的に継続的に検証しているか？ 安全性システムを無効にできるか、つまりチューブを安全クランプに固定していない状態でもポンプを動作させることができるか？ 処置や安全なソフトウェアアップデートの連発の影響を含め、対象母集団 (例：成人、新生児) の範囲で安全状態の定義及び分析を徹底して行ったか？</p>
生命維持	<p>安全状態が定義されていない 多くのシヤットダウンパスのうちのひとつが割り込みを無効にしない 生命維持機能のバックアップがない</p>	<p>ソフトウェアは「確率制限」モードをサポートし、使用者に状態を通知することができるか？</p>
モニタリング		
判断	<p>監視用ソフトウェアの共通モードエラー 適合状態が誤った判断結果を招く</p>	<p>治療計画と治療監視用ソフトウェアは例外的に開発されたか？ その判断ポイントに関して、ソフトウェア設計は適合状態が発生する可能性を排除又は最小化しているか？</p>
非アクティブ化	<p>監視システムがサブシステムをシャットダウンしたことに閉鎖システムが気付かない 医療機器側で非アクティブ化されたパラメータをネットワーク接続されたシステムがログに記録する</p>	<p>制御サブシステムは監視サブシステムのアクションを認識しているか？ 非アクティブ化されたパラメータは使用名又はネットワーク接続されたシステムにどのように伝達されるか？</p>
表示	<p>表示された数値が更新されていないが使用者はそれを見ているか？ 表示数値込みが複数の優先レベルで実行される</p>	<p>「固まった」表示をどうやって使用者に気付かせるのか？ 映像の「コンテキスト」はプリエンパンスの前に保存されるか？</p>
計測	<p>データ取得タイミング又はサンプリングレートの誤り</p>	<p>情報の原簿数値内容に対してサンプリングレートは適切か？ 計測値がソフトウェアレイヤーを通して一貫した単位で格納されているか？</p>
インターフェース		
引数の受渡し不良	<p>機能はマイクログリッド単位で数値を受け渡すが、ドライバはミリグリッド単位での数値を求めている 不正なポイントが受け渡される 揮発性メモリへのポイントが受け渡され、処理前に数値が失われる</p>	<p>各ソフトウェア機能は受け渡された引数を検証しているか？ ソフトウェア言語は、より堅牢なタイプのチェックをサポートしているか？ ソフトウェアは、数値に一貫してソフトウェアパッケージを通して一貫した単位で設計されているか？ 引数は優先度の高い処理レイヤーで修正されるか？</p>

ネットワーク	<p>ソフトウェアがホストコンピュータの応答を待つ無限ループに入る</p> <p>ネットワーク上の複数の医療機器に同一の「名前」が与えられ、データ損失につながる</p> <p>ネットワークキータデータの処理がCPUサイクルを独占し、安全性又は意図する使用の機能のためのリソースが不足する</p>	<p>ソフトウェアはどのような物理ネットワーク接続状態にも耐えられるように設計されているか？</p> <p>リモート接続は、コマンド又は協定データを繰り返し送信することでシステム性能を下げることができるか？</p> <p>医療機器はネットワークワーク名が既に使用されていらないか？どうかチェックするか？</p>
--------	---	---

表B.1- ソフトウェア機能領域による原因の例 (続き)

ソフトウェア機能領域	ハザード原因の例	確認事項
データ		
臨床情報	システムが誤った患者の証書にアクセスしたのに、ユーザーインターフェース表示でそれがはっきり分らない、格納する	取込を抽出するルーチンに使用者を置くために、複数の独立した識別子の表示を行うことはできるか？
レポート	レポートが誤ったデータを提供する、若しくはデータを誤ったシークエンスの中、又は単位なしで特定する	クロスチェックとして、実際のデータと一緒に重要な識別子を埋め込むことはできるか？
データベース	システムレベルの故障又はSOPの悪影響によるデータ破損	臨床目的のためにどのようなレポートを使用するか？
診断		
意思決定	アーチファクト抽出の表示により、アラート表示以上の不正確な表示が阻止される	アラート表示の階層構造を徹底的にレビューし、また臨床スタッフと共にレビューを行ったか？
データ変換	計算精度エラーによって無効な結果となる	十分な精度を確認するために数式をどのようににコード化すべきか？
自動化された予防保全	アプリケーションが既知の誤用のためにデータが削除されている最中に、バックアップが、物理的なデータが一時的に変更される	診断中にアプリケーションでロッキングが適切にタイミングされるか？
セキュリティ	アルゴリズムが誤った診断を導く	タイミングが重要なサイクル中に診断がロックアウトされるか？
コンプライエンス	重要なコンプライエンスパラメータ又はデータへのアクセスの保護がない、又は不十分	使用者によって変更されるべきでない重要なデータはどれか、あるいは変更は監督者の承認を必要とするべきデータはどれか？
機能アクセス	治療又は機器操作のコントロールへのアクセスの保護がない、又は不十分	監査証拠は必要か？
インターフェース	通信インターフェース又はネットワークを通じて渡されるデータ及びコマンドからの保護がない、又は不十分	操作者に対して操作の前にログインすることを要求すべきか？
		患者が誤って医療機器を操作するおそれはないか？
		リモートで許可すべきものは何か？
		リモートシステムの仮想コントロールに頼ることが望ましいか、そうだとすればその理由は？

表B.1 - ソフトウェア機能領域による原因の例 (続き)

ソフトウェア機能領域	ハザード原因の例	補強事項
性能	ピーク負荷中に重要タイミングが影響を受ける。 ピーク負荷下でトラッキングシフト/インプット/アウトプットのシーケンスが影響を受け、又はデータが失われる。 ピークシステム負荷下でモーター制御が影響を受ける。	ピーク負荷又はキャパシティの限界に到達したとき、検出不能な方法でデータ又はタイミングが失われるか又は影響を受けるか？ ピーク負荷下でインプット及びアウトプットが正確な決定論的シーケンスのキューに入れられるか？ 重要な機能性及びリソースコントローラをこれらのシステム全体で試験したか？ リスクコントロール手段を発生して限界を越えさせないか？ 割り込みを決定して重要な時間制約を受ける機能性や他の機能性と分けることができるか？

表 B.1 に示した安全性に関係するソフトウェア機能に対するハザードの潜在的なソフトウェア原因に加え、故障が発生したソフトウェアに固有なソフトウェア性能影響を及ぼす可能性のあるソフトウェア原因も数種類ある。ある種のソフトウェア欠陥がそのソフトウェアの安全性に関係する部分に対して予測できない影響を及ぼす可能性がある場合、その可能性を特定し、リスクコントロール戦略及び具体的なリスクコントロール手順を決定することが望ましい。

ハザードに対するそうした潜在的なソフトウェア原因の例、及びその例の場合に考慮すべきリスクコントロール手順が、表 B.2 に示す。要求事項に基づいたシステム試験は、これらのタイプのソフトウェア原因を特定したり、それに対応するリスクコントロール手段及びそのリスクコントロールの有効性を検証するには有効ではないことが多い。表の右側の欄、それぞれの例に適切と思われる静的検証法又は動的検証法の種類に関する手引きを示している。表 B.3 には、静的検証法及び動的検証法の例を挙げる。

表 B.2 - 悪影響をもたらす可能性のあるソフトウェア原因の例

ソフトウェア原因	検証タイプ:	分析: 静的/動的/タイミング	
		試験 (単体、統合)	検査
ソフトウェア原因	リスクコントロール手段		
演算			
ゼロで割る	ランタイムエラーラップ、防壁的コーディング	+	D
数値のオーバーフロー/アンダーフロー	範囲チェック、浮動小数点データ表現	+	D
浮動小数点四捨五入	堅牢なアルゴリズム	+	
不適切な範囲/境界チェック	防壁的コーディング	+	S
オフバイワン (OBO)	防壁的コーディング	+	

表 B.2 - 悪影響をもたらす可能性のあるソフトウェア原因の例 (続き)

ソフトウェア原因	検証タイプ:	分析: 静的/動的/タイミング	
		試験 (単体、統合)	検査
ソフトウェア原因	リスクコントロール手段		
ハードウェア関係			
EEPROM使用: 長いアクセス時間、書き込み、キャッシュは電源喪失時の書き込み及びEEPROM更新	特殊アクセスモード (ページ/バスモード) の使用、データ変更時は書き込みのみ、キャッシュは電源喪失時の書き込み及びEEPROM更新	+	T
CPU/ハードウェア故障	電源投入時CPUチェック、プログラムイメージCRCチェック、RAMテスト、クロックチェック、ウォッチドッグチェック、不揮発性記憶装置チェック、ハードウェア状態のタイムアウト及び合理的なリセット、センサーの故障/接地チェック、警告の信号に対するセンサー状態のテスト		
ノイズ	デジタル入力のデバウンス、アナログ入力のフィルタリング、すべての割り込み (使用・不使用) に割り込み処理ルーチン (ISR) を持たせる		
周辺インターフェース異常	ADC/DACの起動に遅延を持たせる。タイミング及びその他のインターフェース要求事項が満たされていないかを検証、合理性チェック	+	T
タイミング			
競合状態	更新時に非リソースを保持して競合 (ロック) する。非リソースへのすべてのアクセスが割り込みで再入不可能なプロセスを実装する。共有リソースを明確にする		S
時間デッドラインの違反	タイムアウト事項を明確にする。適切なリアルタイム設計アルゴリズム、優先順位付け、デッドラインの問題を設計で排除する。非決定性タイミングを回避する。完成したコードにおけるすべてのタイミングを明確にする		T
割り込みの見逃し	優先順位付け、優先順位レベルの数は最小限に、ISRを短く速く、割り込みの無効化は頻繁に行わず期間も短くする。適切なリアルタイム設計		T
出力における過度のジッタ	ISRを短く速く、非決定性タイミング問題を回避する。適切なリアルタイム設計、周遅タスクの始め又は高優先ISRにおいてすべての出力を更新する		T
ウォッチドッグタイムアウト	ウォッチドッグタイムアウト間の最長時間を決めてタイムアウトを適切に設定する。ハザード状態を避けつつもタイムアウトをできる限り長い期間に設定する		T
モーティング			
果敢終了	出口ラップ、ランタイムエラーラップ、適切なウォッチドッグタイマー設計、すべてのプログラム入力についての妥当性確認、電源投入時セーフステート、すべての「デバッグ」コード及びその他の非生産機能をリソース前にプログラムから除去する。誤って「特殊」モード(サビース、製造) に入れないことを確実にする		D
電源喪失/復帰/シーケンシングの問題	電源投入チェック: CPU、プログラムイメージCRC、RAM、クロック、ウォッチドッグ、不揮発性記憶装置、周辺機器など。適切な非揮発性記憶装置の初期化、周辺機器の再初期化、非揮発性記憶装置からのシステム状態の格納/リカバリー、外部電圧モニタ/リセット回路		
起動/シャットダウンの異常	電源投入チェック (上記参照)、周辺機器及びデータの適切な初期化、適切な不揮発性メモリ使用、適切な状態設計		
低電源モードの入/切	適切な割り込み設計	+	T

表 C.1 - 回避すべき潜在的なソフトウェア関連の落とし穴 (続き)

<p>次のような仮定に基づいて原因特定に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアの異常は特定のコンポーネントの機能性に影響を及ぼすだけで、他のコードやデータには悪影響を及ぼさない。 ソフトウェアは適切に動作する。 潜在的なソフトウェア故障の原因は、その特定、検出、リスクリスクコントロールを行うには数が多いが、着て予測不能である。 リスクリスクコントロール手順は、ハザード状態を引き起こすソフトウェアイベントシーケンスの最初と最後にだけ実施すればよい。 	<p>ISO 14971:2007 細分簡条 4.4 リスク推定 (Subclause 4.4 Estimation of Risk)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単一故障状態のコンセンサスがソフトウェアの体系的設計の問題及びイベントシーケンスに適用されると決め込む。 徹底的なものはならない試験によって、特定の故障の確率をゼロにできないと決め込む。 予測不能な悪影響の潜在的な発生に、機能性に基づいて、あるソフトウェアシステムを安全性に関係するものではないと決め込む。 ハザードのすべての潜在的な使用者及び母集団に対する影響についての十分な臨床上の知識もなく、また十分な知識を持つ専門家を開与せず(人的要因)、重大性を求める。 臨床家が故障又は誤った情報に気付くという前提に基づき、低い重大性を割り当てるとなく使う、という前提に基づき、低い重大性を割り当てる。 すべての使用者が医療機器のリアルタイムに故障に気づく、又は不用意な誤りを起こすことあるハザードについて計画した一部のリスクリスクコントロール手順を、初期重大性の割り当ての際と想定する。この想定が誤っている場合、低い初期重大性を割り当てたときに、後でリスクリスクコントロールが不十分であることが明らかになる可能性がある。 ソフトウェアが使用者に提供する情報の開示の使用、処置の遅れ、並びに医療機器の有効性及び基本性能を感せず、直接患者に及ぼす危険の潜在性だけに基いて、重大性を特定する。 臨床家は常にソフトウェアが提供する情報を、ロスチェックする、又は誤った情報に気付く、という前提に基づいて低い重大性を割り当て、その他のリスクリスクコントロール手順を実施しない。
<p>ISO 14971:2007 簡条 5 リスク評価 (Subclause 5 RISK EVALUATION)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主観的なソフトウェア異常率に基づき、リスクリスクコントロールが不要と判断してしまう。 ハードウェアの特性を理由としたあるハザードをソフトウェアの検討事項から除外したのに、後にそのハードウェアをソフトウェアが常与因子となるような方法で変更又は除去し、そのソフトウェアに対して追加的リスクリスクコントロール手順を考慮しない。 ソフトウェアは意図するとおりに動作する、あるいは試験によってすべての異常が見つかる、という前提に基づき、潜在的なソフトウェア異常をハザードの常与因子として検討しない。 	<p>ISO 14971:2007 細分簡条 6.3 リスクコントロール手順の実装 (Subclause 6.3 Implementation of RISK CONTROL measures)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクリスクコントロール手順を、通常状態又は限定状態の下で検証するが、広範な異常状態及びストレス状態の下では検証しない。 リスクリスクコントロール手順の実装に使用するソフトウェア又はデータがその他のソフトウェアから容易にアクセス可能なコンポーネント又はロケーションにあり、ハザードをもたらし悪影響の潜在性が高くなっている。 リスクリスクコントロール手順がひとつの動作プラットフォーム又はプログラム形態でのみ検証される。一部のリスクリスクコントロール手順が、現象(例:メモリ故障、競合状態、データ破壊、スタックオーバーフロー)を発生させることが困難であるために、実際に実証されない。 開発時に安全に関わる異常がすべて見つかり、試験を実施することによって現場での適切な動作が保証される、と決め付ける。 ソフトウェア設計の複雑性を大幅に高めるリスクリスクコントロール手順を実装する。この複雑性により、更新するソフトウェア異常の可能性が高まる、又は新しいハザードを招く。

表 C.1 - 回避すべき潜在的なソフトウェア関連の落とし穴 (続き)

<p>ISO 14971:2007 簡条 9 生産後情報 (Clause 9 POST-PRODUCTION information)</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加的リスクリスクコントロール手順の導入が考えられる状況で、使用上の誤りによる潜在的に危険な現場でのイベントを無視する。 医療又は重大性の初期推定値を、現場情報の評価を行うことなく、正確なものとして決め込む。 医療機器が、実装したリスクリスクコントロール手順が不十分なものになりえるような予期せぬ用途に使用されている可能性を見落とす。例えば、HIV検査のためのIVDは個人の使用を意図するものだったが、公衆血液供給のスクリーニングに使用されるようになっている。 	<p>IEC 62304:2006 細分簡条 5.1 ソフトウェア開発計画 (Subclause 5.1 Software development planning)</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア計画/ライブラリライブラリプロセスでリスクリスクマネジメント活動が確立されていない。 ソフトウェアリスクリスクマネジメント活動が、医療機器リスクリスクマネジメント活動全体に関係付けられていない。 ソフトウェアアセスメントがライフサイクル内のひとつの段階でのみ行われる。 ソフトウェアの開発者及び試験者が、リスクリスクマネジメントの教育を受けておらず、経験もない。 一般的なリスクリスクマネジメント活動でソフトウェアのリスクリスクマネジメントをカバーできると決め込む ソフトウェアリスクリスクが秩序正しく管理されていない。 安全性に関する決定のトレーサビリティが確立されていない。
<p>IEC 62304:2006 開発経路が不明のソフトウェア (SOUP) に関する考慮事項 (SOFTWARE of unknown provenance (SOUP) considerations)</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアアセスメントを定義する際、リスクリスクアセスメント及びリスクリスクコントロールを考慮せず、本質安全設計によるリスクリスクコントロール手段を要しない。 試験をすることによって効果のないアセスメントやリスクリスクを十分に安全なものにできる、と決め込む。 ソフトウェアの安全性に開示する誤差を特定せず、これらのアセスメント要素が後で変更又は削除されたときに未知の安全性リスクリスクを招く。 	<p>IEC 62304:2006 簡条 5.4 ソフトウェアの詳細設計 (Subclause 5.4 Software detailed design)</p> <ul style="list-style-type: none"> 正常ケースの取扱いはに攻撃点を当て、インテグリティ及びコンポーネント間でやりとりされるパラメータが正しいという前提に基づき、複数レベルのエラーチェックを組み込まない。 詳細設計レビュー、レビュー及びその後のレビューにおいて、ハザード及びハザード状態を招くおそれのある潜在的なソフトウェア故障及びそれに関連するリスクリスクコントロール手順の特定を検討しない。 リスクリスクマネジメント活動においてソフトウェア故障の原因 (附属書 B 参照) を無視する。
<p>IEC 62304:2006 細分簡条 5.5 ソフトウェアユニットの実装及び検証 (Subclause 5.5 SOFTWARE UNIT implementation and VERIFICATION)</p> <ul style="list-style-type: none"> 低品位の、本質的に不安全な、又は過度に複雑な設計でも、最高のコーディング及び/若しくは試験プロセス、定石、ツール、又は従業員によって補うことができると考える。 未熟な開発者を重要コードの開発に携わらせる。 特定の防衛的プログラミングの定石を規定して要求することをしない。 特に重要コンポーネントについて、コード検査又は静的コード分析を行うことなく、もっぱら動的試験に依存する。 設計要求事項のリスクリスクマネジメントとの関連性を理解せず設計から逸脱する。 重要コンポーネントに対するユニット試験を、回帰試験の一環として繰り返さず、開発の早期段階で一度しか実行しない。 試験の焦点をもっぱら動的な、ブランチポックスの、システムレベルの手法に当て、静的及び動的なホワイトボックス検証を実施しない。 	

表 C.1 - 回避すべき潜在的なソフトウェア関連の落とし穴 (続き)

<p>IEC 62304:2006 細分簡条 5.6-5.7 ソフトウェア統合、統合試験、及びシステム試験 (Subclauses 5.6-5.7 Software integration, integration testing, and SYSTEM testing)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 試験の計画及び試験者の教育にリスクアセスメント情報を使用しない。 - 100%の試験は不可能にもかかわらず、リスクコントロール手段として試験に依存する。 - リスクコントロール手段検証のための試験の一環として、システム又はソフトウェアの故障モードのシミュレーションを行わない。 - 承認も管理もされていない試験用自動化ツールを使用して、その結果に依存する。 - 試験で発見できない異常を検出するためのコード分析が適切に行われない。
<p>IEC 62304:2006 細分簡条 5.8 ソフトウェアリリース (Subclause 5.8 Software release)</p> <ul style="list-style-type: none"> - リリースした文書のバージョンとリリースしたソフトウェアが一致せず、開発者試験チームが将来の製品のリリースについて誤解する可能性がある。不正確な文書記録及びドキュメンテーションは、リリースの喪失、ひいてはリスクコントロール手段の見落とし、又は安全関連ソフトウェアの不十分な検証に至るおそれがある。 - 残留異常の評価において、臨床知識を十分に持っている者を固身させない。 - 残留異常の重要性を、様々な状態下ですべての潜在的な影響を判断するための完全な根本原因分析ではなく、機能的な失敗だけに基づいて評価する。 - サードパーティが特定のSOP/バージョンの配布を行わなくなると、そのバージョンは故障の調査及び現地での修正作業に使用できなくなるといふ事実を見落とす。 - 特定のツール又はツールのバージョンがカーライプされなかったため (コンパイルなど)、特定のソフトウェアバージョンを作ることができない。 - 医療機器の寿命を、現在使用しているカーライプ/メタデータを新しよりも長いと思われる。製造業者が古いカーライプ/メタデータを新しいものに交換する際には、古いカーライプを新しいメタデータに移すためのデータ移動バスを計画するのが望ましい。
<p>IEC 62304:2006 細分簡条 6.1 ソフトウェアメンテナンス計画の確立 (Subclause 6.1 Establish software maintenance plan)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 変更のリスクマネジメントに対して明確なアプローチを持たないメンテナンスプロセスを確立する。 - 変更の意図する機能性の改善対象とし、影響を受けるコンポーネント及びそれに関連するリスクは対象としない変更のリスクマネジメントを確立する。
<p>IEC 62304:2006 細分簡条 6.2-6.3 問題と修正の分析及び実施 (Subclauses 6.2-6.3 Problem and modification analysis and implementation)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 機能上の小さな変更が安全性に影響を及ぼすことはありえないと決め込む。 - 既存のリスクコントロール手段及びユーザーインターフェースの適切性を再調査することなく、医療機器の使用を新しい対策母集団、新しい疾患の兆候、新しいタイプの使用者 (例：外科医ではなく看護師)、又は新しいプラットフォームに拡大する。 - 問題解決リソースの優先度を、根本原因及び潜在的な悪影響を見極めることなく、報告された現地問題の現象に基づいて設定する。 - 非臨床目的で設計されたソフトウェア (例：請求書作成) に、後に適切なリスクマネジメントを経ることなく臨床目的で配給される臨床データが含まれている。

附属書 D (参考情報)

ライフサイクル/リスクマネジメント表

表 D.1 に、IEC 62304:2006の開発活動及び関連するソフトウェアリスクマネジメント活動を掲げる。なお、この表は、厳密な順序で流れるライフサイクルを表すことを意図したものではない。

表 D.1- ライフサイクル/リスクマネジメント表

IEC 62304:2006 ライフサイクル要求事項	ISO 14971:2007	6 リスクコントロール
<p>5.1 ソフトウェア開発プロセス</p> <p>5.1.1 ソフトウェア開発計画</p> <p>リスクマネジメント計画 (ISO 14971:2007の細分簡条 3.4) 計画及び文書:</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 計画したリスクマネジメント活動の適用範囲、計画の更新を適用する医療機器及びソフトウェアの開発及び文書; b) 責任及び権限の割り当て c) リスクマネジメント活動のレビューに因する要求事項 d) 製造業者の許容リスク決定方針に基づいたリスク許容の基準、危害の発生確率が推定不能の場合のリスク許容基準を含む。 e) 検証活動 f) 関係する生産/生産後情報の収集及びレビューに関係する活動 	<p>5 リスク評価</p>	<p>5 リスクコントロール</p>
<p>5.2 ソフトウェア要求事項分析</p>	<p>特定したリスクについてリスクの削減が必要か否かを判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ソフトウェアのリスクコントロール手段だけで十分か、又はハードウェアのリスクコントロール手段が必要若しくは望ましく、実現可能かを判断する。 	<p>特定したリスク (例：ハードウェア故障やユーザーエラー) が相対的リスクについてソフトウェアリスクコントロール手段を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 設計に影響を及ぼしうるソフトウェア故障に対するソフトウェアリスクコントロール手段の初期の特定。(例：木質安全設計又は保護手段) - 快適性の向上、重大性の低減、及び/又はユーザー状態の確率低減のためにソフトウェアを特定する。 - 新しいハザードに対してリスクコントロール手段をレビューする。
<p>5.2 ソフトウェア要求事項分析</p>	<p>ハザード特定のため、適用する使用並びに典型的な使用可能な使用環境及び地理性を分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 故障モード、及びサービス担当者、他の当該医療機器に接続する他のあらゆる者との関係から、既知のハザード及び潜在的なハザードを特定する。 - 設置及び独立、教育、使用、アップグレード、並びにメンテナンスなどの製品段階を考慮する。 - ハザード状態を相対おそれのあるイベントシーケンス又は組み合わせを特定する。 - 特定した各ハザード状態について、考えられる結果の重大性を考慮に入れてリスクを推定する。 - 4.3 ソフトウェア安全クラス分類 (IEC 62304要求事項) 	<p>特定したリスク (例：ハードウェア故障やユーザーエラー) が相対的リスクについてソフトウェアリスクコントロール手段を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 設計に影響を及ぼしうるソフトウェア故障に対するソフトウェアリスクコントロール手段の初期の特定。(例：木質安全設計又は保護手段) - 快適性の向上、重大性の低減、及び/又はユーザー状態の確率低減のためにソフトウェアを特定する。 - 新しいハザードに対してリスクコントロール手段をレビューする。

表 D.1 - ライフサイクル/リスクマネジメント表 (続き)

活動	リスク分析	リスク評価	リスクコントロール
5.7 ソフトウェアアセスメント試験			<ul style="list-style-type: none"> 最終リリースの前にリスクコントロール手段の回帰試験を行う。 リスクコントロール手段が確実に実装され、試験されるように、トレーサビリティ分析及びカバレッジ分析を行う。
5.8 ソフトウェアリリース	<ul style="list-style-type: none"> コンフィギュレーション項目及び相互依存性を含むコンフィギュレーション管理計画を特定する。 		<ul style="list-style-type: none"> 適切なバージョンのカスタムソフトウェアが及DSOUPソフトウェアがリリースされることを検証する。 ハードウェアがコンフィギュレーション管理下にあることを検証する。
6 メンテナンスプロセス			
6.1 ソフトウェアメンテナンス計画の確立	<ul style="list-style-type: none"> 変更、機能向上、及び修理の場合のリスクマネジメントの実行方法、並びにリスクコントロールの妥当性及び追加的リスク軽減の機会を評価するための現況情報の監視及び分析を行う方法を計画する。 		
6.2 問題と修正の分析	<ul style="list-style-type: none"> 以前には認識されなかったハザード又は追加的なハザード及びハザードの原因を特定するために現傷性能を分析する。 	<ul style="list-style-type: none"> リマインダー及びリスクコントロール手段の妥当性を再評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> 追加的なリスクコントロール手段の必要性又は既存手段の修正の必要性を特定する。
6.3 修正の実装		<ul style="list-style-type: none"> 開発プロセスと同様だが、次のような変更の影響に焦点を置いている。 既存のリスクコントロール手段への影響 ハザードの新しい原因を招く 新しいハザードを招く意図する使用の新しい機能性の導入 安全関連モードの回帰試験 	<ul style="list-style-type: none"> IEC 62304:2006の細分節 5.8 に従ったソフトウェアのリリース

表 D.1 - ライフサイクル/リスクマネジメント表 (続き)

活動	リスク分析	リスク評価	リスクコントロール
5.3 ソフトウェアアセスメント試験	<ul style="list-style-type: none"> 重要なデータ及びコンポーネント並びにハザードを根拠とおそれのある欠陥のクラスを特定する。ソフトウェア原因に特に注意する。 原因ハザードを特定する。 インテグリティを特定する；通信の内容及びタイミング。 性能の基準及び制限を評価する。 4.3 ソフトウェア安全クラス分類 (IEC62304要求事項) 	<ul style="list-style-type: none"> リスクの観点からソフトウェアに割り当てられた役割の許容性を再評価する。 安全性に照らさない機能性によって影響を受けるコントロール手段の感受性を評価する。 冗長性に関わるハザードを特定する。 検出及びソフトロールのための追加的方法を特定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要コンポーネントを隔離し、ハザードの具体的なソフトウェア原因を防止又は検出するためのアクティブチェック手段のリスクコントロール手段を特定すること。 適切に冗長性を与えることには特に注意を払う。 冗長性に関わるハザードを特定する。 検出及びソフトロールのための追加的方法を特定する。
5.4 ソフトウェア詳細設計	<ul style="list-style-type: none"> ハザードの追加的な潜在的原因を特定する。 データ、コーディング、及び伝送のエラーを特定する。 ハードウェア故障を特定する。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクコントロール手段の妥当性を再評価する。 安全性に照らさない、及び安全に照らさない、ユーザの区別を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なリスクコントロール手段及び防衛的設計/プログラミンの定石を実装する。 リスクコントロール手段が確実に実装されるように、トレーサビリティ分析及びカバレッジ分析を行う。 詳細不明の機能が実装されていないかを判断する。
5.5 ソフトウェアユニットの実装及び検証	<ul style="list-style-type: none"> ハザードの追加的な潜在的原因を特定する。 同様のエラーの実装について各試験の機会を評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクコントロール手段の妥当性を、一連の条件下で代表的な状態における代表的な使用者で試験することによって再評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクコントロール手段を、様々な状態で検証する。 最終リリースの前にリスクコントロール手段の回帰試験を行う。 リスクコントロール手段が確実に実装され、試験されるように、トレーサビリティ分析及びカバレッジ分析を行う。
5.6 ソフトウェアの統合及び統合試験			<ul style="list-style-type: none"> 最終リリースの前にリスクコントロール手段の回帰試験を行う。 リスクコントロール手段が確実に実装され、試験されるように、トレーサビリティ分析及びカバレッジ分析を行う。